

本計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、4つの基本目標の実現に向けて、13の基本施策に基づき、現状・課題を分析し、今後の確保方策と、成果指標を定め、目標とする提供量や方策について、計画を推進していきます。

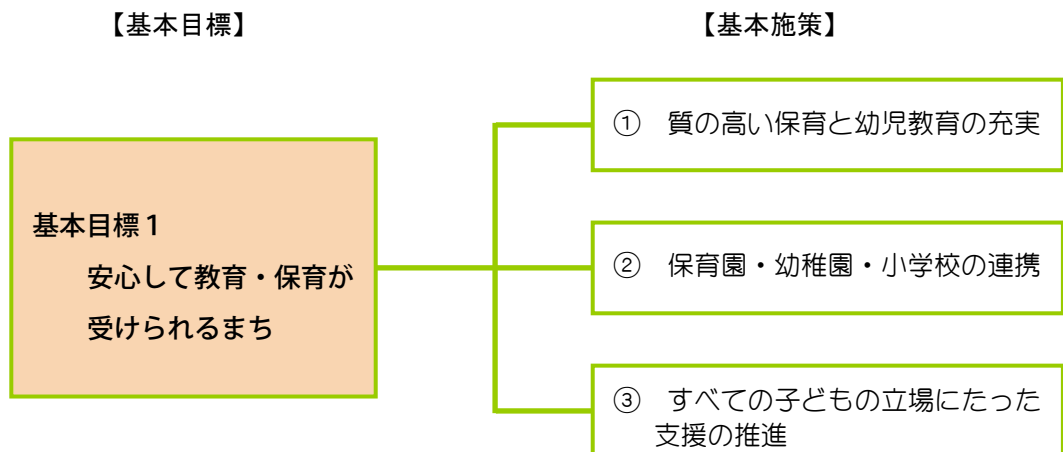
基本目標	4つの基本目標により、子育ての様々な課題の解決に向けて取り組みます。
基本施策	基本目標を実現するための13の基本施策を設定します。 基本施策別に本市の方向性を示します。
成果指標	基本目標・基本施策の進み具合を測るため、5年後のあるべき姿を評価するための成果指標を設定します。 成果指標は、市民アンケートや統計データなどを参考にします。 計画の目標は、5年後の平成31年度としていますが、目標の達成状況を計画最終年度の1年前に検証し、その達成状況の分析結果を次期計画へ反映していきます。
主な関連事業	基本目標・基本施策の実現に必要な主な個別事業

## 基本目標 1 安心して教育・保育が受けられるまち

すべての子どもの健やかな育ちには、「豊かな心」と、「健やかな体」を身につけていく必要があります。

乳幼児期の愛着形成及び人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保障するとともに、保育園・幼稚園・小学校が保育・教育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の認識が持てるよう保育園・幼稚園・小学校が連携します。

また、障害のある子どもや、虐待などによりケアを必要とするなど配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。



## 基本施策 1 質の高い保育と幼児教育の充実

質の高い保育と幼児教育を目指し、小学校との連続性などの観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容の充実を図るために、保育士の資質能力の向上に向けた研修の充実を図ります。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成 24 年度)	方向性
1	子育てがしやすいまちであると感じている人の割合（総合計画指標 11）	64.9%	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
保育士の研修	保育の質の向上のために、保育士に対し専門的な研修を行います。	幼児保育課
幼児教育研究	市内の幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との実践的な連携・交流・協議を通して、子どもの成長過程を踏まえた共通の「子ども理解」と、保育園・幼稚園から小学校への「適切な段差を考慮した滑らかな接続と連携」を図ります。	幼児保育課
子育て情報の提供	ホームページや子育て応援情報誌、子育てメールマガジンで、子育てに関する情報提供を行います。	女性・子ども課

## 基本施策 2 保育園・幼稚園・小学校の連携

幼児期と児童期の教育をより円滑につなげるために、保育・教育の場の違いや保護者の就労の有無に関らず、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるよう、保育士や教職員の研修や交流など、保育園・幼稚園・小学校と連携して取り組みます。

### ■ 成果指標

指標名	現状値 (平成 24 年度)	方向性
2 子どもの教育について学校、家庭、地域の連携が十分にできていると思う人の割合 (総合計画指標 17)	59.0%	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
幼児教育研究	市内の幼稚園教諭・保育士と小学校教諭との実践的な連携・交流・協議を通して、子どもの成長過程を踏まえた共通の「子ども理解」と、保育園・幼稚園から小学校への「適切な段差を考慮した滑らかな接続と連携」を図ります。	幼児保育課
保育事業協会設置	市内の保育園及び幼稚園の事業関係者が、相互に連絡・調整し、研修及び運営方策の研究などを行います。	幼児保育課
授業力向上事業 特別支援教育	中学校区で行う読み聞かせに小中学校教諭及び保育士、幼稚園教諭が参加し、情報交換を行うことで、よりよい子どもへの支援につなげます。	学校教育課 (教員研修センター)

## 基本施策3 すべての子どもの立場にたった支援の推進

すべての子どもが、平等に教育・保育を受けられるまちづくりを推進するとともに、配慮が必要な子どもへの取り組みを充実します。また、障害のある子どもとその保護者に対しては、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていくとともに、障害のある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、福祉、教育などの各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを進めます。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成24年度)	方向性
3	多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合（総合計画指標 8-1-2）	22.4%	↗
4	気軽に相談できる機関がある障害者（その家族）の割合（総合計画指標 7-2-2）	51.0%	↗

### ■ 主な関連事業等

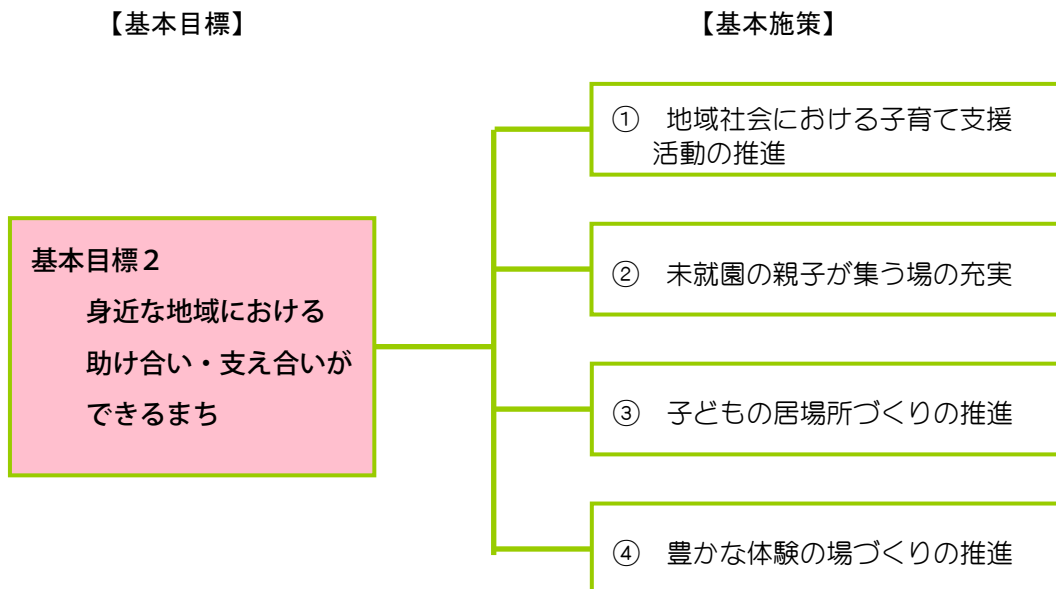
名称	概要	担当課
親子発達支援教室 開催	精神発達に特性を持つ子どもとその保護者及び身体発達がゆるやかな子どもとその保護者に対し、小グループの遊び場を提供します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
要保護児童地域対策協議会設置	虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている子ども及びその保護者を早期発見し、適切な保護等を図るために、地域の関係機関が情報を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。	女性・子ども課
あすなる学園運営	就学前児童で心身の発達に遅れや肢体不自由のある障害児が保護者とともに通園し、保育、理学療法及び言語療法により、自立の基礎を養います。	幼児保育課
障害児児童福祉サービス提供	障害児に対して児童福祉サービスを給付します。	幼児保育課
特別支援教育相談	発達障害など特別な教育的を必要とする子どもとその保護者に対し、電話及び窓口にて相談を行います。	学校教育課 (教員研修センター)

## 基本目標 2 身近な地域における助け合い・支え合いができるまち

子どもの成長には、地域で多様な人に出会い、子ども同士の触れ合いを通して、子どもの世界を広げていくことが望まれます。

また、核家族化が進んだ現在では、子育て中の保護者が孤立感・孤独感を感じながら子育てをすることも稀ではありません。

子どもが広い世界で成長し、保護者も地域で穏やかな心で子育てできるよう身近な地域に存在する、保育園、幼稚園、学校、児童館など、市や専門機関、諸団体が連携・協力し、子育てについて助け合い、支え合っていく取り組みを進めます。



## 基本施策 1 地域社会における子育て支援活動の推進

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、様々な地域の資源を活用するとともに、子育て経験者や子育て中の保護者の交流を図り、気軽に相互援助ができる場をつくることで、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。

また、利用しやすい身近な場所で子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成 24 年度)	方向性
5	地域で子どもを育む活動をしたことのある大人や若者の割合（総合計画指標 12）	23.0%	↗
6	地域全体で子どもが育っていると感じている人の割合（総合計画指標 11-2-1）	50.7%	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
初めての子育て家庭訪問	第1子を出生し、初めて子育てをする家庭を児童委員が訪問します。	女性・子ども課
ファミリー・サポート・センター運営	仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように、会員同士で子育てを援助します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
家庭教育講演会等開催	子どもの悩みや親としての接し方・心構えなどへの基本的理解を深め、子育て中の保護者の悩みを軽減させることを目的に、講演会などを開催します。	社会教育課
児童福祉団体活動事業費補助	保育園保護者会、子ども会や児童館母親クラブなど児童福祉団体の活動事業に対して補助金を交付します。	幼児保育課 女性・子ども課
社会福祉団体活動事業費補助	手をつなぐ育成会、肢体不自由児父母の会や身体障害者福祉協議会など社会福祉団体の活動事業に対して補助金を交付します。	社会福祉課
ふれあい交流推進事業	様々な体験活動や人とのふれあいを深めるため、校区の大人と子どもが交流を目的とした事業を開催します。	社会教育課

## 基本施策2 未就園の親子が集う場の充実

保護者が居住する身近な場所において、育児に関する不安や悩みが軽減できるような育児グループの育成を推進するとともに、親子の集う場、気軽に相談できる場、情報交換の場をより充実します。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成24年度)	方向性
7	子育て支援センターを利用した延人数	71,042人	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
子育て支援センター運営	子育てに関する相談及び支援、子育てに関する情報の収集及び提供などを行うため、市内3か所の子育て支援センターを運営します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
子育て広場開催	子育て支援センターや児童館において、親子の遊び場や遊び方、子育ての情報交換、地域交流の場づくりなどを提供します。	女性・子ども課
育児講座開催	子育てに関する知識や情報を得ることにより、子育ての楽しさが感じられる講座を開催します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
育児支援親子教室開催	安心して親子で遊べる場を提供し、保育士と一緒に遊ぶ中で、子どもとの関わり方を学んだり相談に応じたりして育児不安を軽減します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)



## 基本施策3 子どもの居場所づくりの推進

地域の公共施設などを活用するとともに、市民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもが健全に育つための居場所づくりを進めます。

また、自由な時間が減少する傾向にある子どもに対して、既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを進めます。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成24年度)	方向性
8	児童館総来館者数（総合計画指標13）	134,711人	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
児童館運営	児童に健全な遊び場を提供し、健康増進や情操を豊かにすることを目的に児童館を運営します。	女性・子ども課
児童遊園等維持管理	児童に健全な遊び場を提供し、健康を増進し、自主性・社会性・創造性を高めることを目的に児童遊園の遊具などを整備します。	女性・子ども課

## 基本施策 4 豊かな体験の場づくりの推進

子どもが保育園や幼稚園以外の場においても、文化や芸術に親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人々との交流、自然とのふれあいなど、様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育む機会を提供します。あわせて、社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動ボランティア活動などに参加する機会の拡充を図ります。

また、平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、小学校に通うすべての子どもが放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び子ども教室の計画的な整備を進めるものです。

本市においては、以下の取り組みを進めます。

- 様々な体験・活動を行うことができるよう、子ども教室を全12小学校内で引き続き開催します。
- 放課後児童健全育成事業を利用する児童が子ども教室の事業へ参加できるよう、両事業の連携した取り組みを進めていきます。
- 放課後児童健全育成事業と子ども教室の指導員が連携するとともに、学校施設の有効活用を図ります。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成24年度)	方向性
9	市や地域が開催した親子又は子ども対象の事業が充実していると思う人の割合 (総合計画指標 9-2-2)	55.5%	↗
10	地域で行われる異年齢交流事業の参加者数 (総合計画指標 11-2-2)	1,344人/年	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
自然と遊びの体験講座開催	市民活動団体との協働事業で、自然の中での遊びなどの講座を開催します。	女性・子ども課
子ども教室開催	放課後や週末などに、小学校の特別教室等を活用し、地域の方々の参画を得て子どもたちにスポーツや文化活動を開催します。	社会教育課
地域のスポーツ力連携事業	企業などのスポーツチームの試合観戦やスポーツ教室、社会体育指導者によるスポーツ教室を開催します。	スポーツ課

名称	概要	担当課
子ども芸能発表会実施	「とうかい教育夢プラン」の中で示された、子どもの「夢」の実現に向け、子どもが主体的に参加し楽しめる文化的事業を実施します。	社会教育課
出合いの教室実施	子どもが優れた文化芸術に触れ、夢を育むことを目的として、プロの実演家を小学校に派遣します。	社会教育課
エコスクール開催	進んで環境問題に取り組むことのできる人づくりを目指し、環境に関する様々な講座を開催します。	生活環境課
親子分別教室開催	家庭ごみや資源の分別について、親子で楽しく学ぶ場を提供し、リサイクルやごみの適正排出に対する理解を深める教室を開催します。	清掃センター
親子農業体験教室実施	農業センター内のほ場を利用し、親子で野菜の植えつけや収穫の体験を行います。	農務課

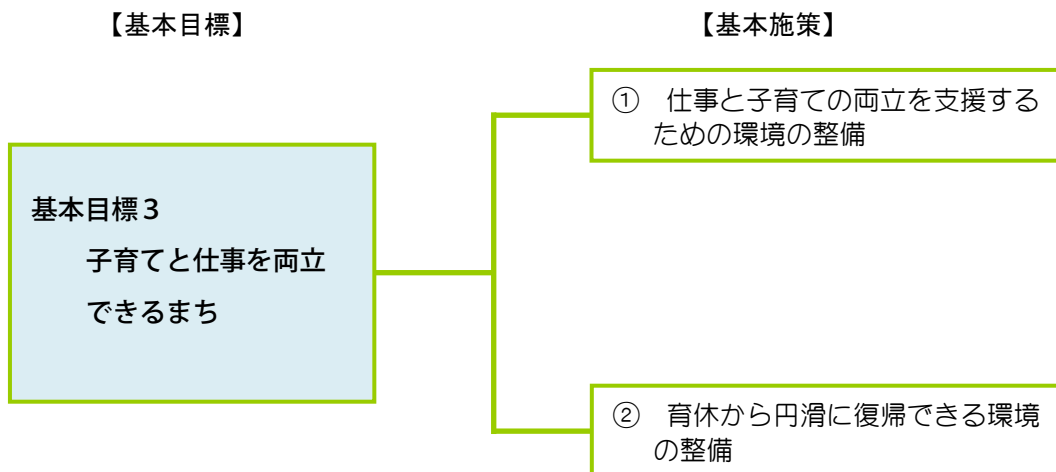


### 基本目標3 子育てと仕事を両立できるまち

現代では、性別にとらわれない、その人なりの充実した生き方が模索されています。また、家庭も仕事も充実させ、自分らしく暮らすことを望む人も増えています。

しかし、現実には、出産により退職せざるを得ない人や、育児休業後の復帰に障害があるなど、出産・育児により仕事を諦める人が多い状況です。

安心して子どもを生き育て、いきいきと働くことができるよう、出産後の支援や、多様な雇用体系に対応できる保育サービスを提供します。また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことも踏まえ、事業者に対し、一般事業主行動計画の策定を促し、子育てと仕事のバランスがとれる働き方を支援する取り組みを進めます。



## 基本施策 1 仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、事業所に対して働きかけます。

また、女性社員が出産・育児・介護のために退職することなく、いきいきと職場で働き続けるための環境づくりを支援します。なお、事業所内保育については、必要性の有無を検討しながら事業所と調整します。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成 24 年度)	方向性
1 1	さまざまな立場の人が働きやすい環境が確保されていると思う人の割合（総合計画指標 38）	37.6%	↗
1 2	法を上回る基準の育児介護休業制度を規定している事業所の割合	32.4%	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
延長保育	保護者の就労などの理由により、保育時間内に登園・降園できない世帯の児童について、延長して保育します。	幼児保育課
一時的保育 (非定型的保育)	断続的に保育が必要な児童であるが、保護者の就労形態により保育園の入所要件に満たない場合、一時的に保育園で保育します。	幼児保育課
幼児一時預かり	保護者の就労・リフレッシュなどの理由により、子どもを保育できない時に一時的にその子どもを預かります。	女性・子ども課 (子育て支援センター)
病児・病後児保育	病気や病気回復期で、保護者の就労などの理由で、保護者が養育できない場合に、児童を保育します。	幼児保育課
放課後児童健全育成	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供します。	社会教育課 女性・子ども課

## 基本施策 2 育休から円滑に復帰できる環境の整備

働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育園や地域型保育施設により待機児童を生じさせないように努め、量を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、利用者支援事業などを活用しながら、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

事業所の所定労働時間の短縮やフレックスタイム制度の導入が拡充されるよう、働きかけます。

### ■ 成果指標

指標名	現状値 (平成 24 年度)	方向性
1 3 保育園の待機児童数（総合計画指標 8-1-1）	1 7 人／年	↓

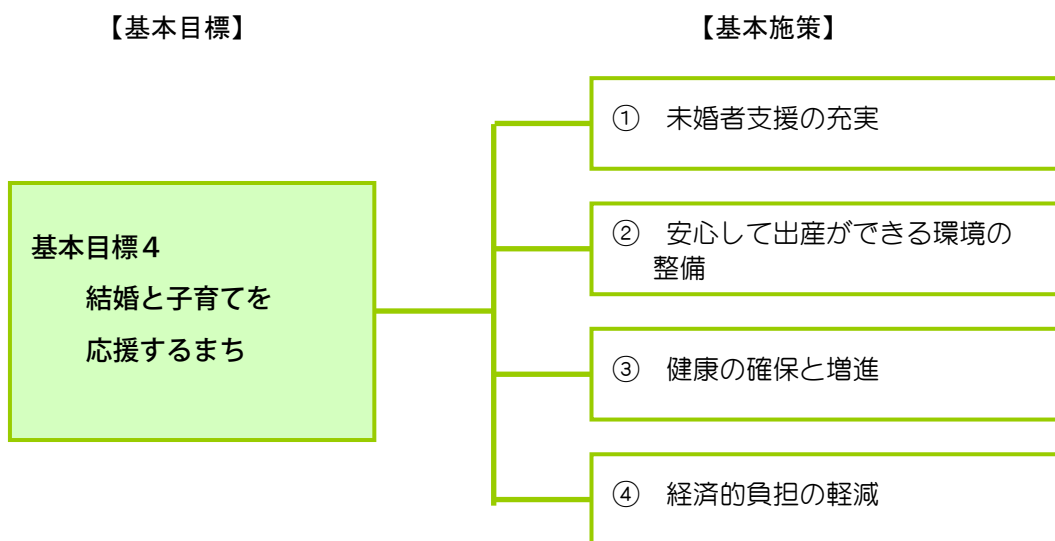
### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
育児休業中の子育て支援講座開催	市民活動団体との協働事業で、育児休業から職場復帰を目指す女性を支援する講座を開催します。	女性・子ども課
女性の再就職応援講座開催	市民活動団体との協働事業で、結婚や出産などを機に退職した経験を持つ女性が、再度社会に出て働くことができるよう、税や法律の専門家による講義や、面接に関する実技指導などを行います。	商工労政課
育児休業から復帰する人のための保育園入所予約	年度途中から育休復帰する人が、前年度 10 月の保育園一斉入園手続きの時期から予約ができる制度を設けています。	幼児保育課
育児休業取得時の保育園の継続利用	育児休業に入る保護者の児童（3 歳児以上）が在園児であって、当該年度中の継続入所が必要な児童に対して保育を行います。	幼児保育課

## 基本目標4 結婚と子育てを応援するまち

「子育てと結婚を応援するまち東海市」にふさわしい子育て支援策を確立するため、安心して出産し、子育てができる環境やだれもが住みやすいまちになるような環境を整備していくことが重要です。また、すべての子どもとその家族が健康であるための取り組みも必要です。

結婚に向けての活動を支援する環境づくりに取り組みます。



## 基本施策 1 未婚者支援の充実

現代の若者が結婚しにくくなった背景には、価値観の多様化など個人の意識変化、雇用が不安定であるために将来の生活設計がたてられないことなどが影響しているといわれています。

今後も、市と事業所などが協働して、未婚者の結婚支援に取り組みます。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成 24 年度)	方向性
14	結婚応援活動（自主事業・サポーター事業等）事業の開催回数	29回	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
結婚応援センター運営	結婚を希望する男女を応援するため、結婚応援センターにおいて、結婚に関する相談や結婚応援サポーターとも連携し、各種講座や出会いの場を提供します。	女性・子ども課 (結婚応援センター)



## 基本施策 2 安心して出産ができる環境の整備

安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から関係機関と連携して、健康診査、健康相談などの母子保健事業を実施します。

また、妊娠中及び出産後に心身の不調などによって子育てに支障がある家庭に対して、家事や育児の負担の軽減を図るようことができるよう、産後ケア体制の充実が求められています。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成 24 年度)	方向性
15	子育てに関して気軽に相談できる機会があると思う人の割合（総合計画指標 8-2-1）	17.0%	↗
16	妊娠届出書を妊娠満 11 週以内に届けた人の割合	94.2%	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
妊産婦健康診査	妊婦及び産婦の健康を確保するため、妊婦には 14 回の健診と 1 回の子宮頸がん健診、産婦には 1 回の健診を行います。	健康推進課
妊婦相談	妊婦の健康増進を図るため、妊娠中の健康管理について保健師などが相談に応じます。	健康推進課
妊婦医療助成	市内に住所を有する妊婦に対し、子どもの出生に係る医療費(保険診療分)の自己負担額を助成します。	国保課
養育支援訪問	養育困難な家庭、配慮が必要な家庭などに対して、養育に関する専門的な相談指導・助言を行う保育士・助産師・保健師、家事援助などを行なうヘルパー・育児経験者などを派遣します。	女性・子ども課 (子育て支援センター)

## 基本施策3 健康の確保と増進

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関が連携を強化して、健康診査、健康相談などの母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、各種がん検診などの受診を勧め、子育て家庭が健康でゆったりとした気持ちで子育てができるよう、体制を整えます。

### ■ 成果指標

	指標名	現状値 (平成24年度)	方向性
17	乳児（4か月児）健診において「ゆったりとした気分で子と過ごせるか」に「はい」と答えた人 (総合福祉計画指標38)	78.1%	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
母子健康手帳交付	妊娠期から乳幼児期までの健康管理が一括して行えるよう妊娠届出時に交付します。	健康推進課
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、疾病の早期発見・発育発達の確認を行うとともに、必要な育児指導を行います。	健康推進課
健康ホットライン運営	保健師、栄養士、歯科衛生士、保育士、臨床心理士、助産師、看護師などが、子どもの発育発達、保護者の健康や育児に関する相談に応じます。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、助産師・看護師・保健師が訪問します。	健康推進課

## 基本施策 4 経済的負担の軽減

子どもを産み育てる家庭に対して、各種手当などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭についても、自立した生活を営めるよう、各種手当の給付を行います。

### ■ 成果指標

指標名		現状値 (平成 24 年度)	方向性
18	不妊治療助成金支給件数	858件	↗

### ■ 主な関連事業等

名称	概要	担当課
児童手当支給	中学校修了前の児童を養育している人に支給します。	市民窓口課
子ども医療助成	子ども（0歳～中学校3年生）に対して医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。	国保課
障害者援護扶助費支給	障害者手帳の交付を受けた人で、在宅で生活している人に支給します。	社会福祉課
不妊治療助成	不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成します。	国保課
未熟児養育医療助成	医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、その治療に必要な医療費を助成します。	国保課
ひとり親家庭への各種手当支給	ひとり親家庭の生活の安定のために、子どもをひとりで養育している養育者に支援を行います。	女性・子ども課